

2020年4月16日

学部学生のみなさんへ

「2020年度学年暦の一部変更について」の改定（特別措置期間の延長）について
（お知らせ）

学 長 福 原 紀 彦

本学では、新年度を迎えるにあたり、2020年4月1日付「2020年度学年暦の一部変更について」で学年暦の一部変更についてお知らせをしておりますが、このたびの、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づく新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という）の発令や、それともなう東京都の要請を受け、学年暦を再度検討し、下記の通り、特別措置期間をさらに3週間延長することと致しました。詳細につきましては、本学公式Webサイト「[年間スケジュール（学年暦）](#)」のページでご確認ください。

なお、この特別措置期間の延長は、学部について適用するものであり、大学院各研究科（専門職大学院含む。）においては、それぞれの教育研究の特性に鑑み、必要な変更を加えることもあります。

記

1. 特別措置期間の延長

(1) 「特別休講期間（2週間）」に続く「特別措置期間」を次のとおり再設定します（全5週間とする）。

文系学部	4月23日（木）～5月27日（水）
理工学部	4月22日（水）～5月26日（火）

(2) 「特別措置期間」は、集合型授業（海外渡航・社会調査等の学外の活動を含む）を行わず、これに代えて、多様なメディアを活用したオンライン授業（双方向型、動画配信型、資料配信型、自習中心型等）により、授業を行う期間とします。

(3) 現在発令中の「緊急事態宣言」の有効期間が終了した場合や、それに伴い学生の大学キャンパスへの入構禁止措置が変更された場合も、上記の特別措置期間の再設定（延長）の内容は変更しません。

(4) 今後、「緊急事態宣言」の有効期間若しくは東京都からの休業要請の期間が延長される場合、又は、学生と教職員の安全と健康を考慮して教育研究環境に相応しくない状況が続く場合には、今般再設定の特別措置期間経過後の措置について、学内の事情を踏まえ、必要な判断を加えることがあります。この場合には、引き続きオンライン授業が中心となること等をあらためて周知します。

2. 補講日、試験期間、臨時休業日

補講日、試験日、臨時休業日については、現時点では、既設定の通りとします。
ただし、事情により、学部ごとに必要な変更を行う場合があります。

以上

※ 日々状況が変化しており、さらに変更が生じることもありますので、本学公式Webサイトや学部事務室からのお知らせを頻繁に確認の上、行動してください。